

ムスリム向け SNS 投稿キャンペーン実施事業業務委託仕様書

1 目的

宗教、信条等の特別な配慮が必要とされるムスリムの旅行者はますますの増加が予想される。

本事業は、在留ムスリム等を対象とした、ムスリム目線でのハラル対応が優れた愛知県内の観光施設や飲食店等に係る情報発信を促すための SNS を活用した投稿キャンペーンを実施することで、ムスリム旅行者の増加を図るとともに、今後愛知県内外で実施される世界的なイベントを見据えて、ムスリムに対する本県の受入体制を広く PR するための情報収集を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) SNS 投稿キャンペーンの実施

- ・在留ムスリム等を対象とした SNS 投稿キャンペーンを実施し、国内外に住むムスリムに向けた、県内のハラル対応が優れた観光施設や飲食店等に係る情報発信を促進すること。
- ・SNS 投稿におけるキーワードは、本県と協議して決定するが、投稿を促すために効果的なキーワードを提案すること。
- ・キャンペーン実施期間は、2025 年 9 月から 11 月までの 3 か月間程度とすること。
- ・投稿期間終了後、投稿者を対象に抽選を実施し、記念品を贈呈すること。なお、記念品の内容は、本県と協議して決定するが、投稿を促すために効果的な内容を提案すること。
- ・SNS の投稿数については、目標値を設定すること。ただし、目標値は実施結果報告書の提出期限までに実績の確認ができる数値を設定すること。

(2) 特設 Web ページの開設

- ・(1) で実施する SNS 投稿キャンペーンを周知するため、特設 Web ページを開設すること。
- ・特設 Web ページは、愛知県公式観光 Web サイト「Aichi Now」等の本県の既存サイト内に開設すること。
- ・特設 Web ページの言語は、英語及びインドネシア語の 2 言語以上とすること。
- ・特設 Web ページの掲載内容は、各言語を母国語とするものが執筆し、本県がその内容を確認できるよう、日本語に翻訳したものを提供すること。掲載内容を日本語で執筆する場合は、各言語を母国語とし、かつ日本語に精通した翻訳者 2 名以上による翻訳及び確認を行い、正確性を確保すること。
- ・特設 Web ページの作成にあたり必要となる画像の手配は、受託者にて行うこと。なお、画像は本県と協議の上、本県又は受託者が所有している画像や各種団体からの借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は、本県が提供する画像を除き、受託者にて行うこと。

- ・特設 Web ページの構築・管理費や個人情報の取り扱い等に係る費用は、本事業で負担すること。

(3) SNS 投稿内容の情報収集

- ・(1) で実施する SNS 投稿キャンペーンにおいて発信された県内の観光施設や飲食店等の情報を集約し、一覧表にまとめること。
- ・一覧表に記載する内容は、施設等の名称・種別・所在地・連絡先・特徴・ハラル対応の内容等を基準とし、本県と協議して決定すること。

(4) その他情報発信等に係る提案

- ・(1) で実施する SNS 投稿キャンペーンの周知を図るための情報発信等について、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

3 成果物の提出

下記のとおり、成果物を提出すること。

(1) 成果物の種類

ア 実施結果報告書

- ・業務実施内容
- ・SNS 投稿内容の集計・分析結果
- ・本事業を通じた分析、今後のムスリム市場のさらなる誘客に向けた考察
- ・その他指示したもの

イ 2(3)に記載の一覧表

(2) 提出期日

2026 年 2 月 27 日（金）

(3) 提出部数

紙媒体（A 4 判）2 部

電子データ（Power Point や Excel 形式など加工可能なもの）

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（本県が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、

受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (5) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、本県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。